

## 生徒の生活に関する規定・心得

本校は教育目標（・知性 明澄な知性 ・創造 創造への努力 ・自主 自他の敬愛と自律の精神）としている。以下に「生活の規定・心得」を示すので、規範意識を高め、本規定・心得を尊重し、日々の活動に不断の努力を行うこと。

尚、本規定・心得に載っていないことについては、本校の教育目標や教育方針に則り判断する。

### 礼儀

常に墨田川高校生としての品位を保ち、言葉づかい、服装、態度等他人に対して礼儀を失わないこと。

### 学習

- 1 授業を大切にし、真摯な態度で臨み、始業の合図までには着席又は整列し、授業準備を完了すること。
- 2 考査に際しては、下記事項を守り、自己の能力を十分に発揮するように努めること。
  - (1)考査中に不正行為をしてはいけない。又物品の貸借をしてはいけない。
  - (2)考査に必要な筆記用具以外のものは机上に置かないこと。又、机の中には何も入れないこと。
  - (3)荷物は鞆に入れ、いすの下に置くこと。又、考査中は膝掛けの使用を禁止する。
  - (4)考査中の途中退席は認めない。
  - (5)その他については教務規則及び定期考査受験上の注意事項又は、先生の指示に従うこと。

### 登下校・出欠席・生活に関する規定

- 1 始業時刻は年間を通じ、午前8時20分。朝学習等もあるので、時間に余裕を持って登校すること。  
(8時5分に校門通過を目標とする)
- 2 生徒が在籍できる時刻は平日午後4時50分までとする。  
(詳細については活動時間に関する規定参照)
- 3 無断での欠席、遅刻、早退は厳禁とする。必ず保護者の捺印を得て担任に届け出ること。
- 4 無断外出は厳禁とする。やむを得ず外出する場合には必ず担任に申し出て外出許可証を貰うこと。
- 5 登下校では生命の尊重を最優先に、交通道德を遵守し、安全のため細心の注意を払うこと。交通事故には十分注意し、被害者にならないようにするのはもちろんであるが、加害者にもならないように心掛けること。
- 6 通学は、徒歩、自転車又は公共の交通機関によるものとし、自動車及びオートバイ等による通学は認めない。自転車で通学する者は自転車通学願いを提出すること。なお、自転車通学に関する詳細は生徒指導部において別途定める。
- 7 交通事故発生の際は、必ず警察に届けを出し、速やかにその旨を学校へ報告し、交通事故報告書を提出すること。
- 8 アルバイトは禁止する。
- 9 運転免許の取得は禁止する。
- 10 所持品にはすべて氏名を明記すること。又、学校生活に直接関係のない物は携行・着用してはならない。
- 11 旅行に関する注意  
七生寮・楽水寮の利用には、必ず保護者等の引率を要する。
- 12 校内において以下のようなゲームの類は禁止とする。
  - (1)トランプ、カードゲーム、麻雀など。
  - (2)ゲーム機やスマートフォンなどによるゲーム。
  - (3)その他、ゲームと称される類のもの。
- 13 スマートフォン等の不適切な使用は厳禁とする。
  - (1)授業中の不適切な使用は厳禁とする。
  - (2)SNS等を用いた誹謗中傷や、個人情報の掲載等は厳禁とする。
  - (3)校内wifiの不正利用を禁止する。

(4)その他不適切な使用を厳禁とする。

## 服装・頭髪に関する規定

学校指定の制服を正しく着用し、本校の生徒である誇りと連帯意識をもつこと。登下校はもちろんのこと学校行事等においても特に許可がない限り制服着用とする。

### 1 本校指定の制服

- (1)服 男子：指定された詰襟・ズボンとする。  
女子：指定されたブレザー・スカート又はスラックスとする。
- (2)シャツ 白無地のワイシャツを着用する。なお、飾りのついたものや、ブラウスは不可とする。
- (3)バッジ 女子はブレザーの左襟につけること。(男子は詰襟の左襟に埋め込まれている)
- (4)靴 下 ソックス・ストッキングは無地のものとする。(白・黒又は紺) レッグウォーマー等の使用は禁止する。
- (5)靴 革の短靴(ブーツは不可)又は華美でない運動靴とする。(雨天時は雨靴も可)
- (6)リボン・ネクタイ 女子は指定されたリボン・ネクタイをする。  
スカート・ブレザー着用時、襟元はリボンとする。  
スラックス・ブレザー着用時、襟元はネクタイとする。  
※ただし、式典・全校集会等(正装時)以外はスカートにネクタイを合わせてもよいこととする。
- (7)セーター等 詰襟及びブレザーの下に、指定されたセーター・ベストの着用可とする。
- (8)コート 詰襟及びブレザーの上に華美でないコートの着用可とする。

### 2 夏季期間(5月中旬頃～10月中旬頃を目処に別途定める)の服装について

- (1)服装 男女とも上着を着用しなくてもよい。
- (2)シャツ 白無地のワイシャツを着用する。なお、飾りのついたものや、ブラウスは不可とする。
- (3)リボン・ネクタイ リボン・ネクタイは着用しなくてもよい。ただし、ブレザー着用時は襟元に指定のリボン又はネクタイをする。
- (4)セーター・ベスト 指定されたセーター・ベストは着用可とする。
- (5)上履き及び体育館履きは学校指定のものを使用し、外履きと区別すること。
- (6)体育・理科・家庭科等教科の必要に応じて特別な服装をするときは、定められた服装をすること。

### 3 その他

- (1)頭髪における特異な髪形・染色・脱色・パーマ等は禁止する。
- (2)化粧、装飾品(ピアス・ネックレス・指輪等)は禁止する。
- (3)制服を短くするなどの加工は禁止する。元どおりに戻せない加工をした場合は、再購入しなければならない。尚、加工したスカートを着用している場合は預かり指導とする。
- (4)休日登校の際も制服着用とする。(部活動等で異装が必要な場合は生徒指導部へ届け出ること)
- (5)本規定の服装がやむ得ない理由により不可能な場合は、保護者による「異装届」を学級担任を経て生徒部に提出して、許可を得ること。
- (6)室内では帽子、コート、マフラーの類をつけないこと。